

ID: 1791

担当部署: 都市建設部 街路樹課

処分の概要	管理協定の締結の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第24条第5項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【根拠条文】 (管理協定の締結等) 第24条 5 第1項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び法第26条の規定による。 (管理協定の認可) 第26条 市町村長は、第24条第5項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 管理協定の内容が、第24条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	令和4年10月1日

ID: 1792

担当部署: 都市建設部 街路樹課

処分の概要	推進法人の指定		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第69条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【根拠条文】 (指定) 第69条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、緑地保全・緑化推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	令和4年10月1日

ID: 1799

担当部署: 都市建設部 街路樹課

処分の概要	樹木等管理協定の締結の認可		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第38条第4項		
法令番号	平成24年法律第84号		
【根拠条文】 (樹木等管理協定の締結等) 第38条 4 第1項の緑地保全・緑化推進法人が樹木等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。			
【基準】 根拠条文及び法第40条の規定による。 (樹木等管理協定の認可) 第40条 市町村長は、第38条第4項の樹木等管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該樹木等管理協定を認可しなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 樹木等管理協定の内容が、第38条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	年 月 日